



熊本県公報

号外 第24号
令和8年(2026年)
3月31日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則… (人事課) 1
 - 熊本県特別職の職員等の旅費等に関する規則… (〃) 4
- 訓 令**
- 日額旅費支給規程の一部を改正する訓令… (人事課) 6

規 則

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第16号

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年熊本県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第2条の2を第2条の2の2とし、第2条の次に次の1条を加える。

（条例第2条第1項第9号に規定する規則で定める者等）

第2条の2 条例第2条第1項第9号に規定する規則で定める者は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。次項において「政令」という。）第2条第1項各号に規定する者とする。

2 条例第2条第1項第9号に規定する規則で定めるものは、政令第2条第2項に規定するものとする。

第4条の見出し中「旅行命令簿等」の次に「の記載事項又は記録事項」を加え、同条中「旅行命令簿等の様式は、別記第1号様式とする」を「規則で定める事項は、旅行用務、旅行期間及び旅行先とする」に改め、同条に次の3項を加える。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属名、職名、氏名、職務の級並びに概算払及び精算払に係る支給額を記載又は記録する。

3 旅行依頼書は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定める事項のほか、職名、所属団体名又は職業、氏名、職務の級並びに概算払及び精算払に係る支給額を記載又は記録する。

4 旅行命令簿等は、摘要欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実を記載又は記録する。

第6条の見出しを「（旅費請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項等）」に改め、同条第1項中「、記載事項及び様式」を削り、「次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる」を「次に掲げるものとする」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 次号に規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、旅費請求書又は旅費仕訳書

第6条第1項第2号中「別記第3号様式」を「赴任に係る旅費請求書」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 条例第3条第8項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前2号に掲げる旅費請求書

第6条第2項を次のように改める。

2 条例第14条第1項に規定する必要な添付書類の種類は、別表第2のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第4項に規定する旅費請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

第6条に次の4項を加える。

3 条例第14条第5項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第3の左欄に掲げる旅費請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第3中「請求者」

とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載される場合は、かつ、支出命令等が認められた旅費請求書に相当するもの（請求する旅費請求書に代えらるる旅費請求書が提出し、旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行業務提供者が旅費請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。前項の場合において、旅費請求書を提出した者であるときは、旅行命令権者及び支出命令者等は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。）を削る。

第6条の3を削る。

第7条の次に次の2条を加える。

(宿泊費基準額等)

第7条の2 条例第21条に規定する規則で定める額は、別表第4のとおりとする。

2 条例第21条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により他の宿泊施設を利用することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(宿泊手当の定額等)

第7条の3 条例第22条の2に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、2,400円とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される船賃又は航空賃（包括宿泊費及び扶養親族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者がその住居（住居に相当するものを含む。）を宿泊場所とした場合又は旅行者の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の住居を宿泊場所とした場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第8条第1項第1号中「宿泊料定額」を「1夜当たりの定額」に改め、同項第2号中「船賃」を削り、同項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、第8号を第5号とする。

第9条中「地域は、」の次に「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）による改正前の」を加え、「地域とする」を「地域区分の例による」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の3表を加える。

別表第2（第6条関係）

区分		添付する書類
船賃	条例第17条第1項第1号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料（知事が必要と認める場合に限る。） その支払を証明するに足る資料（知事が必要と認める場合に限る。）
	条例第17条第1項第2号から第4号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
航空賃	条例第18条第1項第1号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第18条第1項第2号及び第3号に掲げる費用並びに同条第3項に規定する特別座席料金	その支払を証明するに足る資料
宿泊費		その支払を証明するに足る資料 第7条の2第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
包括宿泊費		その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料

	料（知事が必要と認めるものに限る。）
移転料	世帯全員の住民票の写しその他知事がこれに相当すると認める資料 移転の予定について証明するに足る資料（概算払に係る旅費を請求する場合に限る。）
扶養親族移転料（船賃、航空賃、宿泊費又は包括宿泊費に相当する部分に限る。）	その支払を証明するに足る資料
その他の旅費	知事が必要と認める資料

別表第3（第6条関係）

区分	記載事項又は記録事項
旅費請求書又は旅費仕訳書	旅行用務 旅行期間 旅行先 所属名 請求者の職名、所属団体名又は職業 請求者の氏名 請求者の職務の級（相当級） 概算払及び精算払に係る支給額
赴任に係る旅費請求書	発令年月日 住所移転年月日 異動前の勤務公署及び異動後の勤務公署 移転前の住所及び移転後の住所 請求者の氏名 概算払及び精算払に係る支給額

別表第4（第7条の2関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	15,000円
青森県	12,000円
岩手県	10,000円
宮城県	12,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	9,000円
茨城県	11,000円
栃木県	11,000円
群馬県	12,000円
埼玉県	16,000円
千葉県	17,000円
東京都	21,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	10,000円
福井県	10,000円
山梨県	13,000円
長野県	13,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	12,000円
愛知県	12,000円
三重県	12,000円
滋賀県	11,000円

京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

熊本県特別職の職員等の旅費等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第17号

熊本県特別職の職員等の旅費等に関する規則

(趣旨)

- 第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号。以下「知事等給与条例」という。）別表第2、熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号。以下「教育長等給与条例」という。）別表及び熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和26年熊本県条例第43号。以下「特別職秘書給与条例」という。）別表第2の規定に基づく旅費並びに熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号。以下「議員報酬等条例」という。）別表第1及び別表第2並びに熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和32年熊本県条例第14号。以下「費用弁償条例」という。）別表第2の規定に基づく費用弁償については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。（宿泊費基準額等）
- 第2条 知事等給与条例別表第2、教育長等給与条例別表、特別職秘書給与条例別表第2、議員報酬等条例別表第1及び別表第2並びに費用弁償条例別表第2に規定する規則で定める額は、別表に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。
- 知事等給与条例別表第2、教育長等給与条例別表、特別職秘書給与条例別表第2、議員報酬等条例別表第1及び別表第2並びに費用弁償条例別表第2に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
 - 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により他の宿泊施設を利用することが困難であるとき。
 - 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日以前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	知事及び議長	副知事、教育長、常勤の監査委員、病院事業の管理者、副議長、議員及び費用弁償条例の適用を受ける者（同条例別表第2の教育委員会の委員の項から監査委員の項までに該当する者に限る。）	特別職の秘書及び費用弁償条例の適用を受ける者（同条例別表第2の附属機関の委員その他の構成員の項から選挙立会人の項までに該当する者に限る。）
北海道	30,000円	20,000円	15,000円
青森県	24,000円	16,000円	12,000円
岩手県	20,000円	13,000円	10,000円
宮城県	24,000円	16,000円	12,000円
秋田県	22,000円	14,000円	11,000円
山形県	20,000円	13,000円	10,000円
福島県	18,000円	12,000円	9,000円
茨城県	22,000円	14,000円	11,000円
栃木県	22,000円	14,000円	11,000円
群馬県	24,000円	16,000円	12,000円
埼玉県	32,000円	21,000円	16,000円
千葉県	34,000円	22,000円	17,000円
東京都	42,000円	27,000円	21,000円
神奈川県	32,000円	21,000円	16,000円
新潟県	32,000円	21,000円	16,000円
富山県	22,000円	14,000円	11,000円
石川県	20,000円	13,000円	10,000円
福井県	20,000円	13,000円	10,000円
山梨県	26,000円	17,000円	13,000円
長野県	26,000円	17,000円	13,000円
岐阜県	26,000円	17,000円	13,000円
静岡県	24,000円	16,000円	12,000円
愛知県	24,000円	16,000円	12,000円
三重県	24,000円	16,000円	12,000円
滋賀県	22,000円	14,000円	11,000円
京都府	40,000円	26,000円	20,000円
大阪府	32,000円	21,000円	16,000円
兵庫県	34,000円	22,000円	17,000円
奈良県	24,000円	16,000円	12,000円
和歌山県	22,000円	14,000円	11,000円
鳥取県	18,000円	12,000円	9,000円
島根県	24,000円	16,000円	12,000円
岡山県	28,000円	18,000円	14,000円
広島県	28,000円	18,000円	14,000円
山口県	18,000円	12,000円	9,000円
徳島県	20,000円	13,000円	10,000円
香川県	30,000円	20,000円	15,000円
愛媛県	24,000円	16,000円	12,000円
高知県	24,000円	16,000円	12,000円
福岡県	34,000円	22,000円	17,000円
佐賀県	22,000円	14,000円	11,000円
長崎県	26,000円	17,000円	13,000円

熊本県	28,000円	18,000円	14,000円
大分県	22,000円	14,000円	11,000円
宮崎県	22,000円	14,000円	11,000円
鹿児島県	22,000円	14,000円	11,000円
沖縄県	24,000円	16,000円	12,000円

訓 令

熊本県訓令第3号

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和8年3月31日

本庁各部（公室・局）課
 各地方出先機関

熊本県知事 木村 敬

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令
 日額旅費支給規程（昭和30年熊本県訓令第892号）の一部を次のように改正する。
 第3条第1号の表中「宿泊料」を「1夜当たりの定額」に改める。

附 則

- この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。